



始



特

特114
327



前農商務大臣男爵山本達雄閣下題
司法次官法學博士林賴三郎先生序
前衆議院議員辯護士大道寺慶男著

小作調停法大意

完



調
全

和

一

李
維
題



小作調停法大意目次

| | |
|----------------|----|
| 緒言 | 一 |
| 第一章 調停前の手續 | 五 |
| 一 申立 | 五 |
| 申立の方法 | 五 |
| 第七條第六條 | 五 |
| 申立の受附 | 六 |
| 第一條第三條第四條 | 六 |
| 管轄 | 八 |
| 第一條第八條 | 八 |
| 總代の選任 | 一一 |
| 第十二條第十三條 | 一一 |
| 二市町村長郡長の執るべき手續 | 一三 |
| 書類の送附と通知 | 一三 |
| 第四條 | 一三 |

三 裁判所の執るべき手續……………一四

通知と移送……………一四

申立の却下……………一六

訴訟の中止……………一八

調停委員會の開否……………一九

勸解……………二〇

第二章 調停手續……………三三

一 裁判所の調停手續……………三三

調停判事……………三三

期日と呼出……………三三

出頭義務……………三四

参加……………三五

陳述と意見……………三六

小作官……………三六

調停不公開……………三九

費用の豫納……………三〇

申立と申述……………三一

調書……………三一

必要措置……………三一

二 調停委員會の手續……………三三

組織……………三三

| | | |
|----------|------------|----|
| 開會場所 | 第三十條 | 三五 |
| 指揮權 | 第三十一條 | 三六 |
| 決議方法 | 第三十二條第三十三條 | 三六 |
| 裁判所の手續準用 | 第三十四條 | 三七 |
| 口頭辯論主義 | 第三十五條 | 三八 |
| 證據調 | 第三十五條 | 三九 |
| 調停不成立 | 第三十六條 | 三九 |
| 異議 | 第三十六條 | 四〇 |
| 調停の却下 | 第三十七條 | 四一 |
| 調停の認否 | 第三十八條第三十九條 | 四二 |
| 調停の効力 | 第四十條 | 四三 |

第三章 調停後の手續

| | | |
|----------|------------|----|
| 一 調停後の處理 | 第四十一條 | 四四 |
| 調停の揭示 | 第四十一條 | 四四 |
| 經過の公表 | 第四十二條 | 四四 |
| 終了の通知 | 第四十三條 | 四五 |
| 二 雜則 | | 四六 |
| 記録の關覽と下附 | 第四十四條 | 四六 |
| 勸解者の支給 | 第四十五條第四十六條 | 四六 |
| 支廳長と島司 | 第四十七條 | 四六 |
| 制裁 | 第四十八條第四十九條 | 四七 |
| 施行期日と地區 | 附則 | 四八 |

附 録 四九

小作調停法正文 四九

施行勅令 六四

小作調停法大意

大道寺慶男著

緒 言

小作調停法は小作人と地主間は勿論小作人及地主相互間等苟くも小作に關する總ての争を裁判所にて調停し解決せしむる手續法にして普通の訴訟手續とは全く趣を異にして居る即ち普通の訴訟に在りては裁判所は當事者の意見に拘束せらるゝことなく獨立の判斷を下し

之を強制するものなれども此の調停法は當事者の合意を基礎とし妥協讓歩を根本の思想として迅速に圓滿なる和解を遂げしめんとするものである

元來本法は司法上の合理と公正に行政上の便益と調和を加味したるものにて僅か五十條に満たざる法文素より不備空隙尠からざるも之を解釋し運用せんとするものは克く此の立法の本旨に従ひ當事者の意思を尊重し合理的に其の便益を計り公正なる調和を期するを以て念とせなければなりませぬ

本書調停手續は大體之を左の三章に分ち説明する

第一章は調停前の手續にして調停申立管轄市町村長郡

長及裁判所の執るべき手續等第一條乃至第十三條の規定である

第二章は本法の主眼である調停手續にして裁判所の調停手續即ち第十四條乃至第二十七條の規定は之に屬し調停委員會の調停手續即ち第二十八條乃至第四十條は之に關する規定である

第三章は調停後の手續にして調停後の處理は第四十一條乃至第四十三條に規定せられ第四十四條以下は記録、制裁、費用其の他の雜則なるも便宜茲に配列したのである

第一章 調停前の手續

一 申立

申立の方法

第七條

一 申立の方法は成るべく之を簡易にし何人にてても此の申立を利用することを得せしむる爲めに書面にてても口頭にてても出来ることになつて居る

書面の場合には其の宛名は無論管轄裁判所となすべく市町村長郡長を経由する場合も同様であります口頭の場合には申立を受附けた市町村長郡長裁判所書記が其の申立を書取ることになつて居る條文には市

町村長郡長が自ら調書を作成することに書いてあります

が市町村役場員郡書記等に作成せしめても差支ありません

第六條

申立の書面竝に口頭調書とも別に形式は定められてありませぬから何人が如何なる申立を爲すかごゆう趣旨が分ればよろしい唯だ争議の實情を明かにすることが必要であります

本法は調停に出頭するものは本人に限るを原則としてあります

が申立は代理を禁じてありませぬから代人にててもよろしい

申立の受附

一 申立を受附ける場所は管轄裁判所なること勿論です

が本法は裁判所以外に争議所在地の市町村長又は郡長(北海道の支廳長其他島司等)も之を受附け取次ぐことになつて居る

此等の取次機關が申立を受附けたるときは遅滞なく速かに其の申立に關する書類を管轄裁判所に送附せねばならぬ

申立に關する書類とは申立書口頭申立の聴取書市町村長郡長の報告書等を指すものなるも此の書類は速かに送附するを要するが故に報告書作製の爲めに手間取り遅滞なくとゆふ法文の趣旨に反することゝなる虞あるを以て報告書は後より送ることゝし申立の

書面だけ直ちに發送する方適當なるべし蓋し小作争議の如きは或る場合には一時に多數の集合紛糾を醸すことあるから時機を失せざる様處置を採ることが緊要である

市町村長や郡長は單に申立を取次ぐのみであるから其の申立を拒否し若くは却下するが如き行動を許しませぬ尤も合意なくして區裁判所に申立を爲すが如きは其の違法なること一見明瞭であるから之に注意を與へる如きは差支なきも成るべく獨斷の處置を取らぬ方穩當ならん畢竟此の申立を簡便にし遠方の地方裁判所に出頭するの不便と裁判所に入出入するを嫌

ふことを避くる爲め其の取次を托されたるに過ぎざるからである

八

一管轄は原則として地方裁判所である唯だ當事者雙方が共に區裁判所で調停して貰ひたいと申立つる時は別段之を拒むにも及ばぬから此の場合には區裁判所が管轄することとなる

土地の管轄としては地方裁判所も區裁判所も共に爭議の目的たる土地の所在場所に依て其の管轄を定める地方裁判所に支部のある處は其の支部に調停の申立を爲し得るは勿論である

爭議の目的たる土地は随分廣い範圍に涉ることあり

此の場合には調停の申立を受けたる地方裁判所又は區裁判所は其の事件を相當と認むる他の管轄権ある地方裁判所又は區裁判所に送ることが出来る

茲に相當と認むるといふは例令ば爭議の土地の大部分が申立を受けた裁判所の管轄には屬しないで却て他の裁判所の管轄に屬して居るが如き場合或は爭議の土地の大部分は申立を受けた裁判所の管轄に屬して居るも爭議の中心點が却て他の裁判所の管轄區域内に在る如き場合爭議の中心點は申立を受けた裁判所の管轄區域内に在るか其の中心點を避けて他の裁判所の管轄區域内の或る場所で調停を試みた方が便

九

宜だと思はるゝ如き場合等をいふのである

勿論地方裁判所に屬する事件は必ず地方裁判所に移送すべきものにて従て當事者が合意の上區裁判所に申立たる事件は他の管轄權ある區裁判所に送ることは差支ないが之を他の地方裁判所に送ることは出來ぬ

右は申立を受けた裁判所が管轄權を有して居るに拘らず其の事件を他の管轄裁判所に移送する場合であるが申立を受けた裁判所が管轄權を持つていない場合にも其の裁判所は申立を却下せずして他の管轄裁判所に移送することが出來る恐らくは實際の取扱と

總代の選任
第十二條

して常に之を移送することゝなるべし
以上の移送の裁判は決定を以てなすべく此の決定に對しては不服を申立つることが出來ない

一 調停の申立だけは代理人に依りて爲すことを得るは前説明の通りなるも調停の期日に出頭するものは特別の事情ある場合の外は總て當事者本人の自身出頭を要することになつて居る然るに當事者多數にて全部を呼出して調停を試みることが困難の場合には總代を選び此の總代をして期日に出頭せしめ調停に當らしむることが出來る

總代の選任は本人の意思に基く委任に因るべきもの

にて多数決等にて定むべきものでない併し小作人地主等が組合を組織し契約の存在して居る様な場合には其の組合契約に依り總代を定めてもよからう當事者多数の場合に總代を選任せざるべきは裁判所は當事者に對し總代の選任を命ずることが出来る勿論孰れの場合に於ても總代は當事者中より選出すべく當事者外のものゝを總代とすることは許さぬ

總代の選任並に解任は書面を以て裁判所に届出でなければ効力を認めぬこととし後日代理權の欠缺等に付き争なき様にしてある

總代の權限は調停全般に及び當事者の制限を許さぬ

第十三條

尤も當事者全部を代表し若くは一部を代表することも出来る一部代表の場合には數人の總代が生ずることになる

二 市町村長郡長の執るべき手續

一 市町村長又は郡長が申立を受附けたときは前に説明したる如く申立書類を速に裁判所に送附するの外其の申立のありたることを争議の目的たる土地所在の關係市町村長及郡長に遅滞なく通知するを要するのである即ち町村長にありては郡長に郡長にありては町村長に通知すべく數郡市町村に亘る場合には夫れ

書類の送附と
通知

第四條

夫れ通知すべきである蓋し市町村長郡長等は調停事件の進行に伴ひ裁判所若くは調停委員會に對し其の経過を述ぶる場合もあるから豫め申立のありしことを知り置く必要があるからである

通知の内容は裁判所名並に申立人相手方の住所氏名、多人數なるときは外何名として差支なく爭議の目的たる土地の所在等を記載すれば充分にて爭議の實情の如きは此の通知中に記入するの要はない

三 裁判所の執るべき手續

通知と移送

一 裁判所が直接申立を受附けたるときは裁判所は速か

第五條

に之を爭議の目的土地の所在地なる市町村長郡長に通知を發せねばならぬ

他の裁判所に事件を移送する場合には移送を受けたる裁判所から通知を發するを以て直接に申立を受附けた裁判所では別に通知を出さなくともよろしい
裁判所が間接に市町村長郡長を経て申立を受けたる場合には既に當該市町村長又は郡長に於て通知の手續をして居るから裁判所は重ねて通知を發するに及ばぬ

第八條

裁判所が直接に申立を受附けたる場合なると間接に市町村長郡長を経て申立を受けたる場合なることを問

はす移送を受けた裁判所は移送を受けた旨の通知を發せねばならぬ併し裁判所が直接に申立を受けた場合のものは未だ一回も通知を發せられて居らぬから移送を受けた裁判所の爲すべき移送通知の内容は前記の申立接受の通知と同様なるべく又裁判所が間接に申立を受けたる場合のものは既に一度市町村長郡長より通知されて居るのであるから移送の通知は前に比して一層簡單の通知で事足る譯である

一 申立が調停の目的たるを得ざるものなるときは之を却下すべきは勿論なるべく又管轄權なき裁判所に申立たるときは是亦却下し得ることも出来るが孰れの

申立の却下

第二條

場合に於ても裁判所は成るべく寛大なる處置を採り移送其の他適宜の手續を爲すべきである併し右の場合と異なり申立人が調停を悪用せんとする者に對しては斷然其の申立を却下すべきである即ち不當の目的を以て濫りに調停の申立を爲したりと認めらるゝ場合にして例令ば小作米の納入を遅延する目的を以て調停の申立を爲す場合の如き或は現に繫屬中の訴訟を中止せしめ其の結審を妨ぐるが爲めに調停の申立をする場合の如き畢竟義務の回避を目的とする申立なりと認めらるゝものは却下すべきは當然である

此の却下は調停前若くは調停進行中何時にても爲し得べく地方裁判所にては調停部の判事三人の合議に依り調停委員會では其の評議の決定に依り却下すべく區裁判所は當事者双方合意の申立ある場合に限り管轄するものなれば調停悪用の爲め却下せらるゝこと恐らく絶無なるべし

却下の裁判に對しては不服の途は開かれて居らぬ蓋し當事者は更に事情を詳述して何回にても申立を爲し受理して貰ふことが出来るからである

一 裁判所が調停の申立を受理したる場合に之れと同一の事件が其の裁判所たるも他の裁判所たることを問は

訴訟の中止

第九條

調停委員會の
開否

第十條

す現に訴訟として繫屬して居るときは裁判所は其の訴訟手續を中止すべきである勿論申立が受附けただけでは中止の理由とはならぬ其の申立が却下せられずして受理された場合でなければならぬ

調停事件と訴訟事件との間には必ずしも同一の目的たることを要しない唯だ調停事件が解決すれば最早訴訟を争ふ必要なき程度の關係あればよろしい

一 裁判所が調停の申立を受理したるときに先づ裁判所自ら調停するか或は調停委員會に附するかを決定すべきである但し當事者の一方が調停委員會の開會を望むときは裁判所は必ず之を開かねばならぬ

元來裁判所は調停委員會を開くを原則とし唯だ争議の實情に依り委員會を開かずして自ら調停し得る場合があるのみである即ち其の争議が單に當事者間に特別のものにて他に影響なき場合或は主として法律の解釋のみにて解決し得る場合若くは當事者双方が裁判所自身の調停を希望する場合等比較的輕微の事件に關するものである

一 裁判所は申立を受理したりとて必ず調停手續を採らねばならぬ事はない事情に依ては適當なる者に先づ勸解を試みさしむることが出来る即ち郡長、村長、警察署長、農會員、名望家、教育家、僧侶等苟くも其の事件の調

勸

解

第十一條

停に適當なる人ありて併かも裁判所若くは調停委員が調停に當るよりは却て好結果を得らるゝものと思はせらるゝ場合には裁判所は先づ此等の人をして勸解を試みさしむることが出来る

勸解は單純なる裁判外の和解であるから固より執行力がない普通一般の示談と同様である併し場合に依りては其の勸解の結果を以て裁判上の調停手續を受け執行力を有せしむることは適當の一處置ならん此の勸解は調停手續の前後を問はず終了までの間何時にても爲し得る而して勸解に附する決定は地方裁判所にては調停部若くは調停委員會區裁判所にては

當該判事である

第二章 調停手續

一 裁判所の調停手續

一 裁判所が調停の申立を受理したるときは區裁判所にては一人の判事地方裁判所にては三人の判事が調停を爲すのである調停主任が此の衝に當ることを常とするが必ずしも夫れに限らない

一 裁判所が自ら調停を爲すことゝなれば先づ第一に期日を定め當事者又は總代を呼出さねばならぬ呼出は書記が判事の命を受けて出すのであるが其の呼出は

調停判事

期日と呼出

第十四條

出頭義務
第十六條

適當の方法で告知すれば足りるので必ずしも送達等の
 手續に依ることを要しない
 一 呼出を受けたる當事者總代は正當の事由なくして出
 頭を拒むことが出来ない正當の事由とは病氣、旅行不
 在、婚冠葬祭、呼出の遅着、交通杜絶等眞に止むを得ざる
 ものに限ることは勿論である
 併し當事者が華族とか官吏、商人等にて自分が一切土
 地のことに關係せず全く争議の内容を知らない様な
 特別の場合には裁判所の許可を受け代理人を出頭せ
 しめ或は補佐人を同伴することが出来る尤も此の許
 可は何時にても取消し本人の出頭を命ずることが出

來る

裁判所が自ら調停する場合には當事者總代等の不出
 頭に對して調停委員會の場合の如き制裁が定めてな
 い之れは裁判所自身調停の事件は比較的輕微である
 からである

一 小作争議の如きは單に其の申立を爲したる當事者の
 みでなく之れと同一狀況にある附近のもの若くは同
 様の利害關係人の爲めに後より調停事件に参加する
 ことが出来る様になつて居る其の利害關係を有する
 ものといふは必ずしも法律上の利害關係ある者のみ
 に限るに非ずして調停の當事者と隣接地にて同一狀

參 加
第十五條

況の下にある者などを包含せしむる趣旨である
調停の結果直接間接に自己の利害に影響するものは
自ら進で裁判所の許可を受け調停に加はることが出
来る又此等利害關係者を調停に加へることが便宜な
りと思料するときは裁判所は此等の者に参加を需む
ることが出来る

以上の如くして参加したるものは大抵調停の當事者
となるべきも参加者の意思に依り當事者とならずし
て單に一方を補助するに止まるることが出来る

一 爭議の目的たる土地の所在地又は當事者の住所地の
市町村長郡長は裁判所に對し事件の經過に付き何時

陳述と意見

第十七條

にても其の實情を報告陳述することが出来る蓋し調
停には其の爭議の實情を明かにすることが最も必要
にして關係市町村長郡長は其の爭議の内情を各方面
から聞知する便宜を有して居るからである

此の事件の經過に付き陳述を爲すといふは有りし事
柄の報告に止まり自己の意見を加ふるを得ざる意味
にして斯かる意見を随時に陳述し得るとせば或は其
の意見の爲めに調停に偏頗を生ずる嫌あるに依り特
に之を避けたのである

併し市町村長郡長は自ら進で意見を述ぶることは出
来ないが裁判所が此等の意見を参考とする必要あり

第十八條

と認められた場合には獨り市町村長郡長のみならず苟くも裁判所にて適當と認むる者即ち小作官を始め教員僧侶、技師、古老、警察官等にも意見を求むることが出来る

以上の陳述竝に意見とも書面、口頭孰れにてもよろしい

小作官

第十九條

一 小作官は農商務省と各府縣に配置せられ大臣の監督に屬し小作爭議に付て裁判所及調停委員會を補助して其の進歩を圖り且つ一般小作關係の改善を爲すことを其の職掌とする官吏である從て市町村長郡長等と異なり裁判所の要求を俟たずして自ら進で意見を

第二十條

述べ調停期日に裁判所に出頭して意見を陳述することが出来る

裁判所は證據調の方法に依り自ら事實の調査を爲し得るは無論なるが場合に依り事實の調査を小作官に囑託することが出来る併し小作官は判事の如き訴訟法上の權限がないから簡便ではあるが幾分正確の調査を保し難い

調停不公開

第二十一條

一 調停手續は傍聽を許さない唯だ裁判所が相當と認むるもの例令ば市町村長郡長等調停の妨とならざるものに限り傍聽せしむることがあるのみである蓋し調停は當事者をして其の考を腹藏なく述べしめ感情を

融和する必要あるのみならず小作爭議の如き群衆の煽動的態度に出づることも尠からざるを以て傍聴を禁止することは感情の激發を防止するに効ありこの慮より出でたるものならん

一 裁判所は當事者をして費用の豫納を爲さしむること
が出来たる併し裁判所が小作官に事實の調査を命じ市
町村長郡長に通知し若くは勸解を爲さしむる如きこ
とは裁判所の職權に屬するを以て其の費用は國庫の
負擔に屬すべく從て此の豫納といふは單に當事者呼
出の費用位に止まり極く僅少のものである尤も此の
豫納金の負擔責任者は終局の調停にて定むべきもの

費用の豫納

第二十二條

である

裁判所の調停條項中に費用の負擔に關する定めを爲さざるときは當事者の各自辨となるのである

第二十六條

申立と申述

第二十三條

一 當事者關係者の裁判所に對する申立若くは申述は書面にても又は口頭にても爲すことが出来る此の申立といひ申述といふも別の意味ある譯ではない調停却下の申立、參加の申立、代理人補佐人許可の申立、調停前必要措置の申立等皆然りである併し爭議の實情の陳述の如きは口頭によるは便利にして亦た之れが本旨であらう即ち調停手續は直接審理すべき趣旨のものであるから當然のことである口頭陳述のときは書記

調書

第二十四條

が調書を作るものである
一 裁判所の調停に付ては書記が其の調書を作成することに
なつて居る其の記載方は民事訴訟法の規定に準
據し簡明に要旨を記すれば充分である

第二十七條

調停條項は裁判上の和解と同一の効力を有し債務名
義となり執行力を有するものであるから法律的に
確明瞭に記載すべきは勿論である

必要措置

第二十五條

一 裁判所は調停前に急を要する措置を採ることが出來
る例令ば小作米の額が争となり地主が小作米を受取
らざる場合に數量の決定を後に譲り兎も角其の米を
受取らしめ小作人が植付をしない様な場合に兎も角

植付だけを爲さしむるが如き必要の應急措置をする
ことが出來る

二 調停委員會の手續

組 織

第二十八條

第二十九條

一 調停委員會は調停主任一人と調停委員二人以上を以
て組織するもので三人以上何人でもよろしい
調停主任は判事の中より毎年豫め地方裁判所長が之
を指定することになつて居る調停委員は先づ原則と
して地方裁判所長が調停に適當なるものとして豫め
選任し置きたる者の中より各事件毎に調停主任之を
指定するのである

地方裁判所長の選任する調停委員は調停主任の如く必ずしも毎年豫め選任し置く必要はない併し争議が起つてから選任するが如きは急を要する場合に差支へるから常に豫め依嘱し置くは便利なるべきも場合に依りては事件發生後之に應じて選任してもよろしい

此の裁判所長の選任する調停に適當なる者といふは地方の名望家、教員、僧侶、公吏、議員、農會員、等一般を網羅する内より物色すべきは勿論なるが無資産階級の方面よりも選任することを閑却してはならぬ
争議の當事者が合意を以て調停委員を選定したる場

合は調停主任は裁判長の選定したるものたるも其の他のものたるを問はず之を指定すべく又裁判所長の選任したる者の中にて當事者が各別に選定したるものあるときは是亦指定することを要するのである右の指定を受けたる調停委員は正當の事由なくして濫りに之を辭することを許さぬ
調停委員會には書記を置く規定はないが裁判事務の一つであるから裁判所書記が調書等を作る事務を執ること無論である

一調停主任は争議の實情に鑑み適當と認むる場所に出張して調停委員會を開くべく其の場所は多分争議の

目的たる土地の近傍に開くを可とすべく或は紛騒等を慮り却て其の土地より遠ざかりたる場所を選ぶ事を適當とする場合もあるべし

指揮権

第三十一條

一 調停委員會に於ける調停手續は調停主任之を指揮することになつて居るが妥協を主眼とする會合だから餘り指揮權をふるわぬがよろしからん

決議方法

第三十二條

一 調停委員會の決議は調停委員の過半数の意見に依て決する調停主任は其の決議の數に加はることが出来ぬ唯だ委員の意見が可否同數なるときは主任に決定權があるだけである

調停委員會の決議を要する場合は勸解總代選任命令

參加代理の許可、調停不成立の場合の調停條項の決定等にて調停條項は素より當事者の協調に俟つべく委員會の決議すべき問題でないから委員會が決議にて調停條項を定むるものと誤解してはならぬ

第三十三條

委員會に於ける評議は絶対秘密である之れは外間に漏るれば委員の迷惑となる場合尠からざるのみならず當事者の感情を激發し折角の調停が効を爲さざるに至る恐れがあるからである

一 調停委員會に於ける勸解總代選任、期日呼出、利害關係人の參加、自身出頭、代理人、補佐人の許可、市町村長郡長の経過報告並に意見の陳述、小作官の行動、調停の不公

裁判所の手續
準用

第三十四條

開費用の豫納と負擔方法、申立申述と調書、調停前の必要措置等は總て前に説明したる通り、裁判所の謂停手續を準用するのであるから、茲に再び贅説せざることとする

唯だ幾分異なる處は當事者若くは總代等關係者が裁判所の呼出に應じない場合には別に制裁がないが、調停委員會の呼出に正當の理由なくして應ぜざるときは過料に處せらるゝ場合があるのみである

一 調停委員會に於ける調停手續は口頭辯論主義を採り、當事者、總代、利害關係者の陳述を直接聽取り、調停すべきものにて書面のみに依り調停することを許さない

口頭辯論主義

第三十五條

蓋し事實の眞想を知り、双方の感情を和け、互讓妥協を促すには直接聽取が適當なりとの觀念より出たるものならん

一 調停委員會は民事訴訟法の規定に準じ自ら證人、鑑定人の訊問、檢證等總ての證據調を爲し、或は調停主任をして之を爲さしめ、或は區裁判所に囑託して之を爲さしむることが出来る

其の證人、鑑定人等に支給する施費、日當等も民事訴訟費用法を準用することになつて居る

一 調停委員會に於て當事者間の調停不成立と爲つた場合には委員會は自ら適當と認むる調停條項を定め、其

證據調

第三十五條

調停不成立

第三十六條

の調書の正本を當事者、總代あるときは總代に送附し同時に其の送附後一箇月内に異議を主張せざるべきは此の調停條項に同意したるものとなる旨を通知することが必要である

右の送附先は總代が無ければ當事者本人に宛てるのであるが若し總代があれば總代に送附せねばならぬ總代のあるのに本人に送る様なことをしてはいかぬ併し異議を述ぶるのは總代からでも當事者本人からでも自由である

一當事者又は總代が右正本の送附を受けてから一箇月内に調停委員會に異議を述べざるべきは其の正本記

異議

第三十六條

載の調停條項に同意したるものと看做され調停が成立することとなる

此の一箇月とあるは送附の翌日より起算して三十日目の午後十二時迄にして里程の猶豫等は無い併し此の期間は申立に因り委員會に於て之を伸長することが出来る伸長の場合には其の相手方の側に通知すべきは當然である

又右の異議を申立てたるものあるときは其部分の調停は全く不成立に終るのだから是亦相手方側に通知すべきである

一調停委員會は其の調停申立が當事者不當の目的を以

調停の却下

第三十七條

て濫りに調停の申立を爲したりと認むるときは何時にても調停を拒否することが出来る此の場合は第一章の裁判所の執るべき手續中の申立却下の項に説明したる處と同一であるから茲には省略する

調停の認否

第三十八條

一當事者の同意に依り調停が成立したる場合又は委員會の定めた調停條項に一箇月内異議の申立なくして當事者が調停に同意したりと看做されたる場合には裁判所は調停主任の報告を聴き調停の認否に付き決定することを要する

之れは調停は裁判上の和解と同一の効力を有することになる關係より裁判所の認可を要することにした

のである

第三十九條

裁判所の調停認可の決定に對しては不服の途がないが調停不認可の決定に對しては民事訴訟法に従ひ即時抗告が出来ることになつて居る此の即時抗告の期間は不認可の決定告知の日の翌日より七日間である尤も此の不認可の決定は其の調停が著しく公正ならずと認めらるゝ場合のみに限られて居るから極く稀有のものといふてよからう

調停効力

第四十條

一裁判所の認可決定したる調停條項は裁判上の和解と同一の効力を有し強制執行を爲す債務名義となるものである

第三章 調停後の手續

一 調停後の處理

調停の揭示

第四十一條

一 調停認可の決定は之を當事者總代等に告知すべきものであるが其の告知を總代に爲したる場合には之を當事者全部に周知せしむる意味に於て其の調停條項を爭議の目的たる土地の市町村役場の揭示板に揭示することになつて居る當事者本人に告知したる場合には無論其の必要はないのである

經過の公表

第四十二條

一 調停手續は傍聽を許さず委員會の評議は秘密にすることになつて居るが調停に關し種々なる誤解が世人

終了の通知

第四十三條

の間に傳播した様な場合若くは其の地方將來の調停の參考になる様な場合に於て委員會が必要ありと認めたるときは調停の經過を公表することが出来る
公表の時期は調停進行中にも修了後にも差支はない又公表の方法は適宜の取扱に任してよろしい
一 調停が終了したるときは調停の成立したる場合若くは不成立に終つた場合共に其の結果を爭議の目的たる土地の市町村長及び郡長に通知すべきである其の調停が裁判所にて爲されたる場合も調停委員會にて爲されたる場合も同様である

二 雜 則

記録の閲覧と
下附

第四十四條

一 當事者又は利害關係人は一件貳拾錢宛の手數料を納めて記録の閲覧謄寫又は正本、謄本、抄本、證明書の下附を裁判所書記に求むることが出来る當事者が事件の繫屬中記録の閲覧謄寫を爲す場合には手數料を要しない

勸解者の支給

第四十五條
第四十六條

支廳長と島司

第四十七條

一 勸解を爲したる者には總て勅令に定められたる旅費
日當止宿料を支給せらるゝことになつて居る
一本法中の郡とあるは北海道にては支廳管内に當り郡長は支廳長島司に當る又町村制を施行せざる地の町

制 裁

第四十八條

村長町村役場等も同様である
一 調停委員會の呼出を受けた當事者及總代が正當の事由なくして出頭せざるときは調停事件の繫屬する裁判所は調停委員會の意見を聽き金五拾圓以下の過料に處することが出来る

第四十九條

此の制裁は當事者及總代のみに限り利害關係人、代理人補佐人等には及ばない又調停委員會の呼出の場合のみにて裁判所の呼出の場合には此の適用がない
調停委員會の評議は秘密である從て調停委員又は調停委員たりし者が故なく評議の顛末又は調停主任、調停委員の意見若くは決議の數を漏したるときは金千

圓以下の罰金に處せらるゝことになつて居る蓋し評議の漏泄を禁止して調停委員に安んじて忌憚なく意見を發表するを得せしむると同時に當事者の感情を激發する結果調停の不成立に陥ることなからしめんが爲めである

一本法は大正十三年十二月一日より施行せらる其の施行區域は長崎、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、鹿兒島、沖繩の九縣を除く他の總ての府縣である

施行期日と地
附 則

小作調停法大意(終)

附 録

小作調停法

(大正十三年七月
法律第十八號)

第一條 小作料其ノ他小作關係ニ付爭議ヲ生シタルトキハ當事者ハ
爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ調停ノ申立
ヲ爲スコトヲ得

當事者ハ合意ヲ以テ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル區裁
判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條 當事者不當ノ目的ヲ以テ濫リニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認
ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

第三條 調停ノ申立ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長又ハ郡長ヲ經テ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依ル調停ノ申立アリタルトキハ市町村長又ハ郡長ハ遲滯ナク申立ニ關スル書類ヲ裁判所ニ送付シ且町村長ニ在リテハ郡長ニ、郡長ニ在リテハ町村長ニ申立アリタル旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

爭議ノ目的タル土地カ數郡市町村ニ亘ル場合ニ於テハ調停ノ申立ヲ受ケタル市町村長又ハ郡長ハ遲滯ナク關係市町村長及郡長ニ前項ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 裁判所直接ニ調停ノ申立ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

ス但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ事件ヲ移送スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 調停ノ申立ハ爭議ノ實情ヲ明ニシテ之ヲ爲スヘシ

第七條 調停ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ申立テヲ爲ス場合ニ於テハ市町村長、郡長又ハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第八條 爭議ノ目的タル土地カ數箇ノ裁判所ノ管轄區域内ニ存スル場合ニ於テ調停ノ申立ヲ受ケタル地方裁判所又ハ區裁判所相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ他ノ管轄地方裁判所又ハ管轄區裁判所ニ移送スルコトヲ得管轄權ナキ裁判所カ調停ノ申立ヲ受ケタルトキ亦同シ

前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツコトヲ得ス

第一項ノ場合ニ於テ事件ノ移送ヲ受ケタル裁判所ハ遲滯ナク爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第九條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟カ繫屬スルトキハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス

第十條 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス但シ爭議ノ實情ニ鑑ミ之ヲ開カスシテ調停ヲ爲スコトヲ得

當事者ノ申立アルトキハ前項ノ但書ノ規定ニ拘ラス裁判所ハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス

第十一條 裁判所事情ニ依リ適當ナル者アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス之ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 當事者多數ナル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ代表シテ調停ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲サシムル爲總代ヲ選任スルコトヲ得

裁判所前項ノ規定ニ依ル總代ナキ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ總代ノ選任ヲ命スルコトヲ得

第十三條 總代ハ當事者中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ要ス
任ハ之ヲ裁判所ニ届出ツルニ非サレハ其ノ效ナシ

第十四條 裁判所ハ期日ヲ定メ當事者又ハ總代ヲ呼出スコトヲ要ス

前項ノ呼出ヲ受ケタル當事者又ハ總代ハ正當ノ事由ナクシテ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條 調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ調停ニ參加スルコトヲ得

裁判所ハ調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ノ參加ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 當事者、總代及利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ補佐人ヲ同伴スルコトヲ得

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十七條 爭議ノ目的タル土地ノ所在地又ハ當事者ノ住所地ノ市町

村長又ハ郡長ハ裁判所ニ對シ事件ノ經過ニ付陳述ヲ爲スコトヲ得

第十八條 裁判所必要アリト認ムルトキハ小作官前條ノ市町村長又ハ郡長其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求ムルコトヲ得

第十九條 小作官ハ期日ニ出席シテ又ハ期日外ニ於テ裁判所ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十條 裁判所必要アリト認ムルトキハ事實ノ調査ヲ小作官ニ囑託スルコトヲ得

第二十一條 裁判所ニ於ケル調停手續ハ之ヲ公開セス但シ裁判所ハ相當ト認ムル者ノ傍聽ヲ許スコトヲ得

第二十二條 裁判所ハ費用ヲ要スル行爲ニ付當事者ノ一方又ハ雙方ヲシテ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

第二十三條 裁判所ニ對スル申立其ノ他ノ申述ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ申述ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十四條 裁判所ノ調停ニ付テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十五條 裁判所ハ調停前調停ノ爲必要ト認ムル措置ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 裁判所ノ調停條項中ニ費用ノ負擔ニ關スル定ヲ爲サルトキハ各當事者ハ其ノ支出シタル費用ヲ自ラ負擔ス

第二十七條 調停ハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第二十八條 調停委員會ハ調停主任一人及調停委員二人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十九條 調停主任ハ判事ノ中ヨリ毎年豫メ地方裁判所長之ヲ指定ス

調停委員ハ調停ニ適當ナル者ニ就キ地方裁判所長ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス但シ當事者カ合意ヲ以テ選定シタル者アルトキ又ハ地方裁判所長ノ選任シタル者ニ就キ當事者雙方カ各別ニ選定シタル者アルトキハ其ノ者ノ中ヨリ先ツ之ヲ指定スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十條 調停主任ハ爭議ノ實情ニ鑑ミ適當ト認ムル場所ニ於テ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス

第三十一條 調停委員會ニ於ケル調停手續ハ調停主任之ヲ指揮ス

第三十二條 調停委員會ノ決議ハ調停委員ノ過半数ノ意見ニ依ル可
否同數ナルトキハ調停主任ノ決スル所ニ依ル

第三十三條 調停委員會ノ評議ハ之ヲ秘密トス

第三十四條 第十一條乃至第二十六條ノ規定ハ調停委員會ノ調停手續ニ之ヲ準用ス

第三十五條 調停委員會ハ當事者、總代又ハ利害關係人ノ陳述ヲ聽
キ且必要ト認ムルトキハ證據調ヲ爲スコトヲ得

調停委員會ハ調停主任ヲシテ證據調ヲ爲サシメ又ハ之ヲ區裁判所

ニ囑託スルコトヲ得

證據調ニ付テハ民事訴訟法ヲ準用ス

證人及鑑定人ノ受クヘキ旅費、日常及止宿料ニ付テハ民事訴訟費用法ヲ準用ス

第三十六條 期日ニ於テ調停成ラサルトキハ調停委員會ハ適當ト認ムル調停條項ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ調停條項ヲ定メタル場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ調書ノ正本ヲ當事者、總代アルトキハ總代ニ送付シ且當事者又ハ總代カ其ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス
當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ調停委

員會ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

調停委員會ハ申立ニ因リ前項ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得期間ノ伸長ハ之ヲ相手方・總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ調停條項ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキハ調停委員會ハ其ノ旨相手方・總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

第三十七條 調停委員會第二條ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲サ、ルコトヲ得

第三十八條 調停成リタルトキ又ハ第三十六條第三項ノ規定ニ依リ

調停ニ同意シタルモノト看做サレタルトキハ裁判所ハ調停主任ノ報告ヲ聽キ調停ノ認否ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

調停認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

調停不認可ノ決定ニ對シテハ當事者又ハ總代ハ民事訴訟法ニ從ヒ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 裁判所ハ調停力著シク公正ナラスト認ムル場合ニ非サレハ調停不認可ノ決定ヲ爲スコトヲ得ス

第四十條 調停委員會ヲ開キタル場合ニ於テハ調停ハ認可決定アリタルトキニ限り裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第四十一條 裁判所調停認可ノ決定ヲ總代ニ告知シタル場合ニ於テハ調停條項ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市役所又ハ町村役場ノ揭示場ニ揭示スルコトヲ要ス

第四十二條 調停委員會必要アリト認ムルトキハ調停ノ經過ヲ公表スルコトヲ得

第四十三條 調停事件終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ結果ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第四十四條 當事者又ハ利害關係人ハ手数料ヲ納付シテ記録ノ閲覽若ハ謄寫又ハ其ノ正本、謄本、抄本若ハ事件ニ關スル證明書ノ付與ヲ裁判所書記ニ求ムルコトヲ得但シ當事者カ事件ノ繫屬中記録ノ閲覽謄寫ヲ爲ス場合ニ於テハ手数料ヲ納付スルコトヲ要セス

第四十五條 調停委員及第十一條又ハ第三十四條ノ規定ニ依リ勸解ヲ爲シタル者ニハ旅費日當及止宿料ヲ給ス

第四十六條 第四十四條ノ手数料並前條ノ旅費、日當及止宿料ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條 本法中郡トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳管轄區

域郡長トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳長島司ヲ置キタル島嶼ニ於テハ島司トス

本法中町村、町村長又ハ町村役場トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村町村長又ハ町村役場ニ準スモノトス

第四十八條 第三十四條ノ規定ニ依ル呼出ヲ受ケタル者正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

非訟事件手續法第二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第四十九條 調停委員又ハ調停委員タリシ者故ナク評議ノ顛末又ハ調停主任、調停委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ

千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ勅令ヲ以テ指定スル地區ニ之ヲ施行ス

勅介第二百二十八號 (大正十三年九月)

小作調停法ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

小作調停法附則第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ施行セサル地區ヲ指定スルコト左ノ如シ

長崎縣、宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣、鹿兒島縣、沖繩縣

大正十三年十二月十一日印刷
大正十三年十二月廿五日發行

(定價金壹圓)

著者 岐阜縣岐阜市住吉町十五番地
兼 發行 者 大道寺慶男

印刷者 岐阜縣大垣市郭町百五十三番戶
西濃印刷株式會社代表者
河田貞次郎

印刷所 岐阜縣岐阜市七軒町十一番地
西濃印刷株式會社
岐阜支店

| |
|-----|
| 285 |
| 63 |

終